

官報

目次

○外国人登録法	一頁
○ポツダム宣言の受諾に伴い 発する命令に関する件に基 き、外務省関係諸命令の措置 に関する法律	二
政令	四
○在外の地名及び位置を 定める法律附則但書の規定 による発行期日を定める政 令	五
○外国人登録法施行規則の 一部改正	一七

法律

外国人登録法をここに公布す

御名 御璽

昭和二十七年四月二十八日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第百二十五号

外国人登録法

第一條 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を施すことによつて外国人の居住の関及及び身分關係を明確ならしめ、もつて在留外国人の

公正な管理に資することを目的とする
(定題)
第二條 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附屬する島で外務省令で定めるものをいう。

2 この法律において「外国人」とは、日本の国籍を有しない者のうち、出入國管理令(昭和二十六年改定)第三百十九号の規定による假令の許可で、寄港地の上陸の許可、航路の通過の上陸の許可、船舶に上陸の許可、緊急上陸の許可及び水陸上の通過の許可を受けた外国人の者をいふ。

3 日本の国籍以外の上記の国籍を有する者は、この法律の適用については、旅券(出入國管理令第二條第五に定める旅券をいふ。以下同じ。)を最近に発給した機關の属する國の国籍を有するものとみなす。
(登録証明書の交付の申請)
第三條 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内、本邦において外国人となつたときは又は出生その他の事由に因り出入國管理令第三條の規定による上陸の手續を終るときは、本邦に在留するときはそれぞれ、その外国人となつた日又は出生その他登録事由が生じた日から三十日以内、その居住地の市町村(東京都、大阪府、名古屋府、横浜市及び神戸市に於ては「区長」以下同じ)に對し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出し、外国人登録證書(以下「登録証明書」といふ)の交付を申請しなければならない。

一 登録証明書交付申請書 一通
二 旅券

三 写真(提出の日前六以内)に撮影された五センチメートル平方半身のものを裏面に氏名及び出生の年月日を記したものとす。
四 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
五 都道府県知事は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、同項に定める期間を六十日限り延長することができる。

4 第一項の申請は、外国人が出生した場合においては、父がそのものとし、父が申請することができないとき、又は子の出生前、父母が離婚していたときは、母がしなければならない。
5 前項の規定によつて申請すべき者が申請をすることができない場合は、左の各号に掲げるとき、当該各号列記の順位により、申請をしなければならない。
一 同居の親族
二 前号に掲げる者以外の同居者
三 出張に立ち会つた医師又は助産師

6 外国人は、第一項の申請をした場合においては、重ねて同項の申請をすることができない。
(登録原票)
第四條 市町村の長は、前條第一項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人に對して左の各号に掲げる事項を記載した外国人登録原票(以下「登録原票」といふ)を作成し、これを市町村の事務所(備えなければならぬ)に提出する。

一 登録番号
二 登録の年月日
三 氏名
四 出生の年月日
五 男女の別
六 国籍
七 国籍の属する國における住所又は居所
八 出生地
九 職業
十 定めた出入國港、出入國管理令に定めた出入國港をいふ。以下同じ。
十一 旅券番号
十二 旅券発行人の年月日
十三 上陸許可の年月日
十四 在留資格(出入國管理令に定むる在留資格)をいふ。
十五 在留期間(出入國管理令に定むる在留期間をいふ)。
十六 居住地の地番
十七 世帯主の氏名
十八 世帯主との關係
十九 勤務所又は事務所の名称及び所在地

20 市町村の長は、前項の登録原票を作成し、その一葉を都道府県知事を作成し、その一葉を都道府県知事に、他の一葉を都道府県知事を経由して、出入國管理厅长官に送付しなければならない。
21 都道府県知事は、送付を受けた当該登録原票の整理を、送付を受けた市町村の長は、都道府県知事の承認を受けた場合を除く外、第一項の登録原票を当該市町村の事務所の外に移動してはならない。
22 市町村の長は、第一項の登録原票を作成する場合において、外国人登録の正確な実施を図るため、前項各

号に掲げる事項については、本邦に在留することを要するに足りる相当な理由があるとき、当該職員をして事實の調査をさせることができる。
6 前項の調査のため、必要があるときは、当該職員は、關係人に對し質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
7 当該職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
第五條 市町村の長は、前條の登録原票を作成した場合には、あわせて、当該申請に係る外国人に對して同條第一項各号に掲げる事項を記載した登録証明書を作成し、これを当該申請をした者に交付しなければならない。
(登録証明書の交付)
第六條 市町村の長は、その登録証明書が著しく損じ、又は汚損した場合には、その居住地の市町村の長に對し、左の各号に掲げる書類及び写真を、その登録證書を添へて提出し、登録証明書の引替交付を申請することができる。
一 登録証明書引替交付申請書 一通
二 写真三葉
2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
3 市町村の長は、第一項の申請があつた場合において、その登録証明書が著しく損じ、又は汚損したときは、当該職員は、又は汚損した登録証明書を引き替へるために登録証明書を交付しなければならない。

登録原票を
記号の(五)四四、五十四、五三、四四、四三、四四、自一三二

登録原票を
記号の(五)四四、五十四、五三、四四、四三、四四、自一三二

4 市町村の長は、著しく損し、又は汚損した登録証明書を持する外国人に対し、当該登録証明書を返納して第一項の申請をすべしことを命ずることができる。

5 第三項の規定により交付する登録証明書については、き損し、又は汚損した登録証明書の交付の日をもってその交付の日とする。

6 第三項の規定により新たに登録証明書を作成した市町村の長は、き損し、又は汚損した登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

第七條 外国人は、紛失、盗難又は滅失に因り登録証明書を失つた場合に、その事実を知つたか又は十四日以内、その居住地の市町村の長に対し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出し、登録証明書の再交付を申請し、再交付を申請しない。

一 登録証明書再交付申請書二通

二 再交付申請理由書二通

三 写真三枚

四 前各号に掲げるものを除く外、市町村の長の特に必要と認める書類類

2 前項の申請の場合において、十四日に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつた場合は、当該登録証明書の紛失、盗難又は滅失と認められるるときに、都道府県知事の承認を受けて、登録証明書を再交付するものとする。

4 前項の規定により登録証明書を再交付した場合は、紛失、盗難又は滅失に係る登録証明書は、その効力を失ふ。

5 外国人は、登録証明書の再交付を受けた場合において、紛失又は盗難に因り失つた登録証明書を返納する

（代理人による申請届出及び送附）

第十五條 外国人が十四歳以上及び未成年者は疾病その他の身体上の故に因

に至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

6 市町村の長は、前項の規定により返納を経由した登録証明書は、都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

7 第三項の規定により再交付する登録証明書については、紛失、盗難又は滅失に因り失つた登録証明書の交付の日をもってその交付の日とする。

（居住地の変更に伴う居住地の記載の書換）

第八條 外国人は、居住地を変更しよとする場合は、現居住地の市町村の長に対し、居住地変更届書を提出し、その届出があつたことを証する文書を請求しなければならない。

2 外国人は、前項の届出をしたときから十四日以内、新たに居住しようとする市町村の長に対し、居住地変更申請書に登録証明書の記載の文書を添へて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならない。

3 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに現居住外国人に係る登録証明書の記載の書換をするとともに、第一項の文書を發給した市町村の長に対し、すみやかにその外国人に係る登録原票の送付を請求しなければならない。

4 前項の規定により登録原票の送付を受けた市町村の長は、その居住地の記載の書換をしなければならない。

5 市町村の長は、第二項の申請の場合において、やむを得ない事由があることを認めるときは、都道府県知事の承認を受けて、同項に定める期間を十四日を限り延長することができる。

6 外国人は、一の市町村の区域内に居住地を変更した場合には、その変更した日から十四日以内、その市町村の長に對し、居住地変更申請書に登録証明書の記載の書換を申請しなければならない。

更した日から十四日以内、その市町村の長に對し、居住地変更申請書に登録証明書の記載の書換を申請しなければならない。

7 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに該外国人に係る登録証明書の記載の書換をするとともに、都道府県又は市町村の庶務分合（都庁庶務等）に伴う居住地の記載の書換を申請しなければならない。

第九條 外国人は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の庶務分合若しくは地裁管区によつてその属する市町村に異動した場合は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の名称の変更があつた場合は、遅滞なく、その居住地が新たに属することとなつた市町村又は当該市町村の長に對し、居住地変更申請書に登録証明書の記載の書換を添へて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに現居住外国人に係る登録証明書の記載の書換をするとともに、前項以外の記載事項の書換（居住地以外の記載事項の書換）

第十條 外国人は、登録証明書の居住地以外の記載事項に変更が生じた場合には、当該変更の事由が生じた日から十四日以内、その居住地の市町村の長に對し、書換申請書に登録証明書の記載の書換を添へて提出し、当該記載事項の書換を申請しなければならない。

第十一條 登録証明書の有効期間は、交付の日から二年とする。

十二條 外国人は、前項の期間満了前二十日以内、登録証明書が居住地の市町村の長に返納し、第三條第一項各号に掲げる書類及び写真を提出して、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。

第十三條 外国人は、常に登録証明書を持すべきでない。

十四條 外国人は、入国審査官、入国警備官（入国管理庁長官令に定める入国警備官をいふ）、警察官、警察長官、海上保安官、鉄道公安職員その他公務員が定める職務の執行に當り登録証明書の提示を求めた場合に、これを提示しなければならない。

第十五條 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の提示を求めるときは、その身分を示す証票を持参し、請求があればならし、これを提示しなければならない。

第十六條 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

第十七條（指紋の捺印）

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第二項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をする場合には、政令で定るところにより、登録原票登録証明書登録証明書交付申請書登録証明書引替申請書登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を捺すなければならない。

第九條 外国人は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の庶務分合若しくは地裁管区によつてその属する市町村に異動した場合は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の名称の変更があつた場合は、遅滞なく、その居住地が新たに属することとなつた市町村又は当該市町村の長に對し、居住地変更申請書に登録証明書の記載の書換を添へて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに現居住外国人に係る登録証明書の記載の書換をするとともに、前項以外の記載事項の書換（居住地以外の記載事項の書換）

第十條 外国人は、登録証明書の居住地以外の記載事項に変更が生じた場合には、当該変更の事由が生じた日から十四日以内、その居住地の市町村の長に對し、書換申請書に登録証明書の記載の書換を添へて提出し、当該記載事項の書換を申請しなければならない。

第十一條 登録証明書の有効期間は、交付の日から二年とする。

第十二條 外国人は、前項の期間満了前二十日以内、登録証明書が居住地の市町村の長に返納し、第三條第一項各号に掲げる書類及び写真を提出して、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。

第十三條 外国人は、常に登録証明書を持すべきでない。

第十四條 外国人は、入国審査官、入国警備官（入国管理庁長官令に定める入国警備官をいふ）、警察官、警察長官、海上保安官、鉄道公安職員その他公務員が定める職務の執行に當り登録証明書の提示を求めた場合に、これを提示しなければならない。

第十五條 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の提示を求めるときは、その身分を示す証票を持参し、請求があればならし、これを提示しなければならない。

第十六條 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

第十七條（指紋の捺印）

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第二項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をする場合には、政令で定るところにより、登録原票登録証明書登録証明書交付申請書登録証明書引替申請書登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を捺すなければならない。

第十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならぬ。但し、当該外国人の居住地が死亡した異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

（登録証明書の携帯及び提示）

第十三條 外国人は、常に登録証明書を持すべきでない。

十四條 外国人は、入国審査官、入国警備官（入国管理庁長官令に定める入国警備官をいふ）、警察官、警察長官、海上保安官、鉄道公安職員その他公務員が定める職務の執行に當り登録証明書の提示を求めた場合に、これを提示しなければならない。

第十五條 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の提示を求めるときは、その身分を示す証票を持参し、請求があればならし、これを提示しなければならない。

第十六條 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

第十七條（指紋の捺印）

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第二項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をする場合には、政令で定るところにより、登録原票登録証明書登録証明書交付申請書登録証明書引替申請書登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を捺すなければならない。

第十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならぬ。但し、当該外国人の居住地が死亡した異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

（登録証明書の携帯及び提示）

第十三條 外国人は、常に登録証明書を持すべきでない。

十四條 外国人は、入国審査官、入国警備官（入国管理庁長官令に定める入国警備官をいふ）、警察官、警察長官、海上保安官、鉄道公安職員その他公務員が定める職務の執行に當り登録証明書の提示を求めた場合に、これを提示しなければならない。

第十五條 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の提示を求めるときは、その身分を示す証票を持参し、請求があればならし、これを提示しなければならない。

第十六條 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

第十七條（指紋の捺印）

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第二項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をする場合には、政令で定るところにより、登録原票登録証明書登録証明書交付申請書登録証明書引替申請書登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を捺すなければならない。

第十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならぬ。但し、当該外国人の居住地が死亡した異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

（登録証明書の携帯及び提示）

第十三條 外国人は、常に登録証明書を持すべきでない。

十四條 外国人は、入国審査官、入国警備官（入国管理庁長官令に定める入国警備官をいふ）、警察官、警察長官、海上保安官、鉄道公安職員その他公務員が定める職務の執行に當り登録証明書の提示を求めた場合に、これを提示しなければならない。

第十五條 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の提示を求めるときは、その身分を示す証票を持参し、請求があればならし、これを提示しなければならない。

第十六條 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

第十七條（指紋の捺印）

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第二項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をする場合には、政令で定るところにより、登録原票登録証明書登録証明書交付申請書登録証明書引替申請書登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を捺すなければならない。

第十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならぬ。但し、当該外国人の居住地が死亡した異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

（登録証明書の携帯及び提示）

第十三條 外国人は、常に登録証明書を持すべきでない。

十四條 外国人は、入国審査官、入国警備官（入国管理庁長官令に定める入国警備官をいふ）、警察官、警察長官、海上保安官、鉄道公安職員その他公務員が定める職務の執行に當り登録証明書の提示を求めた場合に、これを提示しなければならない。

第十五條 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の提示を求めるときは、その身分を示す証票を持参し、請求があればならし、これを提示しなければならない。

第十六條 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

第十七條（指紋の捺印）

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第二項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をする場合には、政令で定るところにより、登録原票登録証明書登録証明書交付申請書登録証明書引替申請書登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を捺すなければならない。

第十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならぬ。但し、当該外国人の居住地が死亡した異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

（登録証明書の携帯及び提示）

第十三條 外国人は、常に登録証明書を持すべきでない。

十四條 外国人は、入国審査官、入国警備官（入国管理庁長官令に定める入国警備官をいふ）、警察官、警察長官、海上保安官、鉄道公安職員その他公務員が定める職務の執行に當り登録証明書の提示を求めた場合に、これを提示しなければならない。

第十五條 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の提示を求めるときは、その身分を示す証票を持参し、請求があればならし、これを提示しなければならない。

第十六條 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

第十七條（指紋の捺印）

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第二項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をする場合には、政令で定るところにより、登録原票登録証明書登録証明書交付申請書登録証明書引替申請書登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を捺すなければならない。

別記第四号様式
(表形)

No. _____

外国人登録事務職員身分証明書

職 氏名

生 年 月 日

6.5 cm × 9.5 cm

(表裏紙裏面)

表記の者は外国人登録法第四條の規定に基く調査権及び同法第十三條の規定に基く
外国人登録証明書の显示要求権を有する者であることを証明する。

昭和 年 月 日

発行者

印

(裏表紙裏面)

外国人登録法抄

第四條

- 5 市町村の長は、第一項の登録原票を作成する場合において、外国人登録の正確な実施を図るため、同項各号に掲げる事項について、事実と異なることを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該職員をして事実の調査をさせることができる。
- 6 前項の調査のため、必要があるときは、当該職員は、関係人に對し質問をし、又は文書の显示を求めることができる。
- 7 当該職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを显示しなければならない。

(裏表紙)

第十三條

- 2 外国人は、入国審査官、入国警備官(入国管理庁設置令)に定める入国警備官(いりこくけいびくわん)、警務官、警務吏員、海上保安官、鉄道公安職員その他の外務省令で定める官又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当り登録証明書の显示を求めた場合には、これを显示しなければならない。
- 3 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の显示を求めるときは、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを显示しなければならない。

(表表紙裏面)



外国人登録証明書

CERTIFICATE

OF

ALIEN REGISTRATION

114 cm × 7.7 cm

-2-

NAME:

NATIONALITY:

This certificate is to show that the above-mentioned person has been registered as an alien pursuant to the Provisions of the Alien Registration Law.

This certificate is valid until _____

DATE:

ISSUED BY:

-1-

第  号

本証明書は、
国籍
氏名
が、
外国人登録法の規定に基き登録済であることを証するものである。
この証明書の有効期間は、
昭和 年 月 日までである。

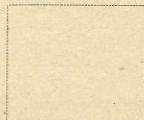
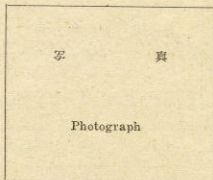
発行者
都道府県 市町村
長氏名

職印

-4-

氏名 Name	性別 Sex	男 M	女 F
出生年月日 Date of Birth		年 月 日	
国籍 Nationality			
国籍を有する国における住所又は居所 Domicile or Temporary Address in the Country to which Nationality belongs			
出生地 Place of Birth			
職業 Occupation			
上陸した出入国港 Port of Entry or Departure where Landed			
旅券番号 Number of Passport			

-3-



所持人署名

Signature of Possessor

-6-

日 付	変 更 事 項 欄	認 印
昭和 年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

-5-

旅券発行年月日 Date of Issuance of Passport	年 月 日
上陸許可の年月日 Date of Granting Landing Permission	年 月 日
在留資格 Status of Residence	
在留期間 Period of Stay	自 年 月 日 至 年 月 日 from to
居住地の地番 Lot Number of Place of Residence	
世帯主の氏名 Name of Householder	
続柄 Personal Relationship to Householder	
勤務所又は事業所の名称及び所在地 Name and Location of Office where Engaged	

-8-

日 付	変 更 事 項 欄	認 印
昭和 年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		

-7-

日 付	変 更 事 項 欄	認 印
昭和 年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		

-14-

REMARKS

1. The person to whom this certificate is issued shall sign his (or her) name in the place prescribed in this document.
2. This certificate shall not be transferred or loaned to another person.
3. This certificate shall be at all times carried on person and presented whenever requested by the competent official.
4. In case the person to whom this certificate has been issued departs from Japan, he (or she) shall return it to the Immigration Inspector at port of departure.
5. In case any change has occurred in matters entered in this certificate, the procedure for application for alteration of entry shall be followed.
6. This certificate shall be valid for two years from the date of issuance, and an application for reissuance thereof shall be made after the old one has been returned within thirty days prior to the expiration of validity.
7. The validity of this certificate shall not be mistaken for the period of stay in Japan provided in the Immigration Control Order.

-9-

日 付	変 更 事 項 欄	認 印
昭和 年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		
年 日 月		

(表紙裏面)

(裏表紙)

注 意 事 項

1. この登録証明書交付を受ける者は登録証明書所定の場所に署名しなければならない。
2. この証明書は他人に譲渡し又は貸与してはならない。
3. この証明書は常に携帯し、官憲の要求ある場合は提示しなければならない。
4. この証明書の交付を受けたものが帰国する場合には、出国港の入国審査官にこれを返納しなければならない。
5. この証明書の記載事項に変更を生じた場合には、書換の手續を行わなければならない。
6. この証明書の有効期間は、交付の日から二年であるからその期間満了前90日以内に返納して新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。
7. この証明書の有効期間は、出入国管理令に定める在留期間と同一の期間と解してはならない。

(裏表紙裏面)

 十四才未満の者に対する登録証明書
 Registration Certificate for Persons under
 Fourteen Years of Age.

 旅券番号 旅券発行年月日 年 月 日
 Number of Passport Date of Issuance of Passport

 在留資格 在留期間 自 年 月 日 至 年 月 日
 Status of Residence Period of Stay from to

 居住地の地番
 Lot Number of Place of Residence

 世帯主の氏名 続柄
 Name of Householder Personal Relationship to Householder

 有効期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 Validity from to

 発行者 市町村長 氏 名
 Issued by Mayor of City,
 Town or Head of Village

 職 印
 Official Seal

 外国人登録証明書
 Certificate of Alien Registration

 登録番号 登録年月日 年 月 日
 Registration No. Registration Date

 性 別
 Sex (Male, female)
 氏 名 年 月 日 生
 Name Born on

 国 籍 職 業
 Nationality Occupation

 出生地
 Place of Birth

 国籍を有する国における住所又は居所
 Domicile or Temporary Address in the Country to which Nationality belongs

 上陸した出入国港
 Port of Entry or Departure where Landed

 上陸許可の年月日
 Date of Granting Landing Permission

別記第五号様式乙

注 意
Remarks

1. 本邦を退去するとき、外国人でなくなつたとき又は死亡したときは、本証明書を送納すること。

This certificate shall be returned when the person concerned leaves Japan, has ceased to be an alien, or died.

2. 登録事項に変更があつたときは、変更の登録の申請をすること。

If any change has occurred in any of the matters entered in this certificate, application for alteration of entry shall be made.

3. 有効期間満了前一箇月以内に居住地の市区町村長に返納して新登録証明書の交付を受けること。

This certificate shall be returned to the Mayor or Head of ward, Town or Village where the person resides, within one month prior to the expiration of validity, for issuance and delivery of a new registration certificate.

年月日	変更事項欄	認印
昭和年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		

登録証明書返納命令書
WARRANT FOR RETURNING
REGISTRATION CERTIFICATE

氏名 (Name)	性別 (Sex)	男 (M)	女 (F)
国籍 (Nationality)			
登録証明書番号 (Number of Registration Certificate)			
居住地 (Present Address)			
職業 (Occupation)			

貴国滞留の外国人登録証明書は汚損の程度甚しきものと認めらるるから、外国人登録法第六條第四項の規定に基き、これを返納して同法第六條第一項の規定により引替交付の申請をしよう命ずる。

この申請は本日より14日以内になされたい。

Since your Alien Registration Certificate is deemed to be materially spoiled and/or damaged, you are requested to return it under Article 6 paragraph 4 of the Alien Registration Law and apply for issuance of a new one in exchange therefor under Article 6 paragraph 1 of the said Law.

The application is to be made within 14 days from this date.

姓名 職

昭和 年 月 日

(Date)

都道府県

市町村

長 氏 名

認印

(Mayor)

再交付申請理由書
(STATEMENT OF REASONS FOR
APPLYING FOR REISSUANCE)

市区長 殿
町村長
To Mayor, Head of Ward,
Town and Village

氏名及び性別 (Name and Sex) 男 (M) 女 (F)

国籍 (Nationality)

登録番号 (No. of Registration Certificate)

居住地の地番 (Lot Number of Place of Residence)

職業 (Occupation)

私は別添紙中により外国人登録証明書を紛失(盗難、滅失)致しましたことに相違御座い
ませぬ。
(I hereby affirm that the Alien Registration Certificate of mine has been
lost (stolen, destroyed) for the reason described in the attached paper.)

昭和 年 月 日 (Date)
氏名 (Name) 印

註 紛失盗難滅失については該等事項のみを述べて他は抹消すること。
(Remarks: In respect to the description of loss, theft and / or destruction, only
the applicable term shall be left to remain and others shall be struck
out.)

別記第七号様式

居住地変更届書
STATEMENT NOTIFYING CHANGE
OF PLACE OF RESIDENCE

交付年月日	昭和 年 月 日	必要原票送付	封印
番号		必要原票送付済	封印
氏名及び性別 (Name and Sex)	男 (M) 女 (F)	出生年月日	知照登録番号 (No. of Registration)
世帯主の氏名 (Name of Householder)	氏名 (Name) 性別 (Sex)	出生年月日	国籍 (Nationality)
現居住地の地番 (Present Address)	氏名 (Name) 性別 (Sex)	出生年月日	国籍 (Nationality)
先住地 (Address to be removed)	氏名 (Name) 性別 (Sex)	出生年月日	国籍 (Nationality)
備考 (Remarks)	上記の通り届出たことを御証明願います。 (I hereby apply for certification of the report as made above.)		

市区町村長 殿
(To: Mayor, Head of Ward,
Town and Village)

申請人氏名 印
(Applicant)

上記の通り居住地域変更届のおつたことを証明する。
(I hereby certify that the report of change of residence has been made
as above.)
昭和 年 月 日 (Date)

市区町村長 氏名 印
(Mayor, Head of Ward, Town and Village)

(日本標準規格互列六号)

別記第八号様式

注 意

(Notes)

1. この居住地変更届書は正期二葉作成し、一葉は總として市町村にて保管すること。

(This Statement Notifying Change of Residence shall be made in duplicate, one of which shall be kept in custody for identification by the office of City, Town or Village.)

2. この届書の証明の有効期間は14日間とする。

(The validity of certification by this Statement shall be 14 days.)

3. この届書は届出の届印あるものも居住地変更申請書に添え新居住地の市町村の長に登録証明書とともに提出すること。

(This statement, to which the seal of acceptance is affixed, attached to the application for alteration of entry of residence, shall be presented to the Mayor or Head of Town, Village together with the Alien Registration Certificate.)

4. ※印のある欄は記入しないこと。

(No entry shall be made into column marked with ※.)

居住地(地番、名称)変更申請書
(APPLICATION FOR ALTERATION OF ENTRY IN RESPECT OF PLACE OF RESIDENCE (LOT NUMBER OR TITLE OF PLACE OF RESIDENCE))

市区長 町長 To: Mayor, Head of Ward, Town and Village		登録者氏名 Name		交付年月日 Date of Issuance		昭和 年 月 日	
No. of Registration Certificate		登録者氏名 Name		交付年月日 Date of Issuance		昭和 年 月 日	
前 居 住 場 所 Former Address	現 住 居 住 場 所 Present Address	世帯主との関係 Personal Relationship to Householder		性別 Sex		男(M) 女(F)	
世帯主の氏名 Name of Householder	世帯主の住所 Address of Householder	世帯主との関係 Personal Relationship to Householder		性別 Sex		男(M) 女(F)	
※原 票 入 年 月 日 Original Entry Date	※原 票 受 領 年 月 日 Original Receipt Date	世帯主との関係 Personal Relationship to Householder		性別 Sex		男(M) 女(F)	
※原 票 入 年 月 日 Original Entry Date	※原 票 受 領 年 月 日 Original Receipt Date	世帯主との関係 Personal Relationship to Householder		性別 Sex		男(M) 女(F)	
※原 票 入 年 月 日 Original Entry Date	※原 票 受 領 年 月 日 Original Receipt Date	世帯主との関係 Personal Relationship to Householder		性別 Sex		男(M) 女(F)	
備考 Remarks				申請者 氏 名 印 Date			

注 意

(Notes)

1. ※印は記入しないこと。

(Do not write anything where marked with ※.)

2. 同一市町村内の居住地の移動の場合は原票(移動)に○印を、行政区別の変更に伴う居住地変更の場合は原票(名称)に○印をつけること。

In cases where the residence is removed from one place to another in the same city, town, ward, or village, the lot number shall be marked with O, and in cases where the same is transferred in accordance with the change in jurisdiction of administrative offices, the title shall be marked with O.

書換申請書 (APPLICATION FOR ALTERATION OF ENTRY)

市長 殿
町長 殿

To: Mayor, Head of Ward, Town and Village

年月日		認印
※受付番号		

別記第十号様式

登録証明書番号 No. of Registration Certificate	登録者氏名 Name	生年月日 Date of Birth	国籍 Nationality	性別 Sex	職業 Occupation
--	---------------	-----------------------	-------------------	-----------	------------------

居住地の地番 Present Address	昭和 年 月 日
---------------------------	----------

变更日期 Date of Alteration	昭和 年 月 日
----------------------------	----------

変更事項 Matters to be Altered	前
-------------------------------	---

変更 Changed from:	後
---------------------	---

変更 Changed to:	
-------------------	--

※原票記入年月日	年 月 日	※係員記名捺印
----------	-------	---------

※登録証明書年月日	年 月 日	※係員記名捺印
-----------	-------	---------

上記の通り記載事項の書換を申請する。
I hereby apply for Alteration of Entry.
昭和 年 月 日
Date

申請者 氏名 欄
Applicant Signature

※印は記入しないこと。

Do not write anything where marked with ※.

(日本規程B列五号)

返納通知書

登録番号 No.	発行年月日	昭和 年 月 日
氏名	年 月 日	
性別 男 女	生年月日	年 月 日
返納を受けた年月日	年 月 日	
本邦返去の年月日	年 月 日	
出張所長	主任審査官	所長

別記第十一号様式 (日本規程B列六号)

◎ 外務省令第十二号
出入国管理令施行規則の一部を改正する省令
昭和二十七年四月二十八日 外務大臣 吉田 茂
を次のように定める。

一 北緯二十九度以南の南洋諸島(琉球諸島
一 及び大東群島の南の南洋諸島(小笠原群島、西
二 之島及び火山列島を含む))
三 三 海峽の島嶼及び南洋島嶼
四 第四條第二項の次に次の三項を加える。
五 第三項の場合において、外国人が幼少又は
六 疾病等の事由により自ら上陸の申請をするこ
七 とができるときは、その者に代つてその者
八 の同行する父又は母、配偶者、親族その他の
九 同行者がこの順位により、当該申請を行うこ
十 とができる。

十一 前項の場合において、申請を代行する者が
十二 ないときは、当該外国人の乗つて来る船舶
十三 等の長は、第一項の申請書に所要事項を記載
十四 し、その者に代つて申請するものとする。

十五 第一項の場合において、上陸の申請をしな
十六 うとする者の旅券に随伴する子が併記されて

いるときは、同項の申請書にその子を併記す
十七 ることができる。
十八 第四條の次に次の二條を加える。
十九 第四條第二項の規定により申請に係る在留
二十 資格が成爲のものでないことを自ら立証しな
二十一 うとする場合には、左の各号に掲げる在留資
二十二 格に該当する者の区分に依つて、それぞれ該
二十三 各号に定める条件に適合していることを立
二十四 証するものとする。

二十五 一 令第四條第一項第三号に該当する者、本
二十六 邦から出国後旅行目的の国まで乗船し、本
二十七 邦の船舶等の切符又はこれに代る当該船舶等
二十八 の運送業者の書面による保証及び旅券
二十九 該目的の国へ入国することができる有効な旅
三十 券を所持していること。
三十一 二 令第四條第一項第四号に該当する者、本
三十二 邦から出国後免状又は旅行目的の国まで乗
三十三 るらうとする船舶等の切符又はこれに代る
三十四 当該船舶等を運送する運送業者の書面による
三十五 保証、本邦における在留期間及び本邦から
三十六 出国後の旅行期間を通じて出発国又は旅行
三十七 目的の国へ入国することができる有効な旅券
三十八 並びにその者が本邦の観光に必要と認めら
三十九 れる費用を所持していること。

四十 三 令第四條第一項第五号及び第六号に該
四十一 当する者、帰国旅費その他出国までに要す
四十二 る費用等について書面による保証があるこ
四十三 と及び本邦における特定の事業主(雇用者
四十四 たる者)の属する本邦以外の外国の事業主
四十五 による保証があること又はその者の帰国
四十六 旅費その他出国までに要する費用等につ
四十七 いて書面による保証があること。
四十八 四 令第四條第一項第八号に該当する者、本
四十九 邦に於ける公私の機関に於ける者、本邦に
五十 における生活保護及び帰国旅費等について書
五十一 面による保証があること又はその者の帰国
五十二 旅費その他出国までに要する費用等につ
五十三 いて書面による保証があること。
五十四 五 令第四條第一項第九号に該当する者、本
五十五 邦に於ける興業に関する確定した契約書及
五十六 び本邦から出国後免状又は旅行目的の国ま
五十七 であらうとする船舶等の切符又はこれに代
五十八 る当該船舶等を運送する運送業者の書面に
五十九 による保証があること。
六十 六 令第四條第一項第十号に該当する者、そ
六十一 の者の属する宗教団体の本邦における表
六十二 示者の書面による身元引受の保証があるこ
六十三 と。
六十四 七 令第四條第一項第十一号に該当する者
六十五 その者の属する報道機関の書面による身

別記第三十二号様式
Annexed Form No. 32

号
Number

年 月 日
Date

DETENTION ORDER

日本政府入国管理庁
Immigration Agency, Japanese Government

国籍
Nationality:

居住地
Present address in Japan:

職業
Occupation:

氏名、性別
Name in full and sex:

生年月日、年齢
Date of birth and age:

上記の者を出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第三十九条の規定に基づき下記により取り留める。

The above-mentioned person is hereby detained as mentioned hereinunder, in accordance with the provision of Article 39 of the Immigration Control Order (Cabinet Order No. 319 of 1951).

記
Note

1. 容疑事実の要旨 Essential facts of suspected offense	
2. 取り留め場所 Place of detention	
3. 取り留め期間 Period of detention	From 昭和 年 月 日 To 昭和 年 月 日
4. 更新期間 Extended period	From 昭和 年 月 日 To 昭和 年 月 日
5. 有効期間 Period of validity	昭和 年 月 日迄
6. 備考 Remarks	入国管理庁 Immigration Agency 主任審査官 Supervising Immigration Inspector 執行者 Executing official 出張所 Local Station 印 Seal

別記第四十三号様式
Annexed Form No. 43

号
Number

年 月 日
Date

ALIEN DEPORTATION ORDER

日本国政府入国管理庁
Immigration Agency, Japanese Government

国籍
Nationality:

居住地
Present address in Japan:

職業
Occupation:

氏名、性別
Name in full and sex:

生年月日、年齢
Date of birth and age:

上記の者に対し出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十四条の規定に基づき下記により本邦外に退去を強制する。

(In accordance with the provision of Article 24 of the Immigration Control Order (Cabinet Order No. 319 of 1951) the above person is hereby deported from Japan, as mentioned hereinunder.)

1. 退去強制理由
Reason for deportation

2. 執行方法
Mode of execution

3. 送還先
Country of which deported

執行者 Executing official	入国管理庁 Immigration Agency 主任審査官 Supervising Immigration Inspector	出張所 Local Station	印 Seal
執行経過 Progress of execution	執行者 Executing official	印 Seal	

附則

1 この省令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

5 第三項の申請に對して長官の許可があつた旨の通知を受けたるときは、当該外国人は、その申請を、当該申請書に添付して、入国管理庁へ送らなければならない。

別記第二十三号の二様式

別記第四十三号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この省令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 ボラダム宣言の発布に伴い、発する命令に関する件に著しく外務省關係命令の措置に關する法律(昭和二十二年法律第二十号)以下「法」とし、第二條第一項に規定する外国人で同法施行の日から六月をこえて本邦に在留しようとするものは、同法第二條第一項の規定により同法施行の日から三月以内、令第二十二條の二第二項の規定に基いて在留資格を取得するため、別記第二十号様式に申請書三通を、入国管理庁又はその出張所に提出して、長官に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する在留資格の取得の申請の場合においては、別記第二十号様式に在留資格変更であるのは在留資格取得で、「第二十條第二項の規定により、下記の通り、在留資格の変更であるのは第二十二條の二第二項の規定により、下記の通り、在留資格の取得」とし、「現に有する身分」と「変更申請の理由」とあるのは、取得申請の理由と読み替えるものとする。
- 4 第二項の申請書には、左の各号に該当する者の区分に従つて、それぞれ当該各号に定める文書を提示しなければならない。
 - 一 連合國最高司令官の許可を得て本邦に入国した者 当該許可の記載のある旅券又はこれに代る証明書
 - 二 昭和二十九年九月二日以前から引き続き外国人として本邦に在留する者 有効な旅券又はこれに代る文書及び規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引き続き在留し、且つ登録証明書を所持するもの、連合國最高司令官の許可を得て本邦に入国した官の記載のある旅券又はこれに代る証明書及び登録証明書。但し、登録証明書のみを所持する者については、当該登録証明書とする。
 - 三 日本国との平和條約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引き続き在留し、且つ登録証明書を所持するもの、連合國最高司令官の許可を得て本邦に入国した官の記載のある旅券又はこれに代る証明書及び登録証明書。但し、登録証明書のみを所持する者については、当該登録証明書とする。
- 5 第二項の申請に對して長官の許可があつた旨の通知を受けたときは、当該外国人は、十みやかに、当該申請書を提出した入国管理庁又はその出張所に提出して、前項第一号及び第三号本文に該当する者にあつては当該旅券又はこれに代る証明書に在留資格及び在留期間の書換を、第二号に該当する者にあつては当該旅券又はこれに代る証明書に在留資格及び在留期間の記載を、第三号但書に該当する者にあつては別記第二十三号の二様式による在留資格証明書の発給を受けるものとする。
- 6 第二項の規定により在留資格の取得を申請しようとする永住許可の申請に關する事項については、法施行の日から三月以内、別記第二十三号様式による申請書三通を、第一十一條第一項に掲げる書類各三通を、及び入国管理庁又はその出張所に提出し、長官に提出しなければならない。
- 7 前項の申請書の提出に當つては、第四項に掲げる文書を提示しなければならない。
- 8 第六項に規定する永住許可の場合においては、別記第二十三号様式中第二十二條第一項であるのは令第二十二條の二第四項、第一項に有する「在留資格及び在留期間」とあるのは、現に有する身分と読み替えるものとする。
- 9 第六項の申請に對して長官の許可があつた旨の通知を受けたときは、当該外国人は、十みやかに、当該申請書を提出した入国管理庁又はその出張所に提出して、第四項第一号及び第三号本文に該当する者にあつては旅券又はこれに代る証明書に記載され、在留資格及び在留期間のまじり消並びに当該旅券又はこれに代る証明書に別記第二十三号様式による永住許可の記号を、第二号に該当する者にあつては当該旅券又はこれに代る証明書に別記第二十三号様式による永住許可の記号を、第三号但書に該当する者にあつては別記第二十三号の二様式による在留資格証明書の発給を受けるものとする。

別記第二十三号の二様式

日本国政府 入国管理庁
Immigration Agency, Japanese Government

No. _____
年 月 日
Date.

在留資格取得証明書
CERTIFICATE FOR ACQUISITION
OF STATUS OF RESIDENCE

出入国管理令(昭和二十六年敕令第百十九号)第二十二條の二の規定により、下記の通り、在留資格の取得が許可されたことを証明する。
Under the provision of Article 22-2 of the Immigration Control Order (Cabinet Order No. 819 of 1951), it is certified that permission for acquisition of status of residence has been granted as mentioned hereinafter.

1. 氏名及び性別
Name and sex: Last _____ First _____ Middle _____
2. 生年月日
Date of birth: _____
3. 国籍
Nationality: _____
4. 職業
Occupation: _____
5. 上陸年月日及び上陸港名
Date of entry and name of the port of entry: _____
6. 本邦における居所
Address in Japan: _____
7. 外国人登録證明書の番号
No. of alien registration: _____
8. 在留資格
Status of residence: _____
9. 在留期間
Period of stay: _____ Until: _____

入国管理庁長官
Director of Immigration Agency

下区検察庁

昭和二十七年押第一三九号(飯塚まき)

昭和二十七年押第一三九号(飯塚まき)

昭和二十七年押第一三九号(飯塚まき)

昭和二十七年押第一三九号(飯塚まき)

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

昭和二十六年押第二二五号(角田幸夫) 夫刺殺事件 二枚

昭和二十六年押第二二五号(角田幸夫) 夫刺殺事件 二枚

昭和二十六年押第二二五号(角田幸夫) 夫刺殺事件 二枚

昭和二十六年押第二二五号(角田幸夫) 夫刺殺事件 二枚

赤皮半古豆靴 一足

赤皮半古豆靴 一足

赤皮半古豆靴 一足

赤皮半古豆靴 一足

赤皮半古豆靴 一足

白木綿手巾 一枚

白木綿手巾 一枚

白木綿手巾 一枚

白木綿手巾 一枚

白木綿手巾 一枚

人絹風呂敷 一枚

人絹風呂敷 一枚

人絹風呂敷 一枚

人絹風呂敷 一枚

人絹風呂敷 一枚

紺色スボン 一着

紺色スボン 一着

紺色スボン 一着

紺色スボン 一着

紺色スボン 一着

東京當地田一(後送検部同)

東京當地田一(後送検部同)

東京當地田一(後送検部同)

東京當地田一(後送検部同)

東京當地田一(後送検部同)

電音ラジオ 一ヶ

電音ラジオ 一ヶ

電音ラジオ 一ヶ

電音ラジオ 一ヶ

電音ラジオ 一ヶ

自動車鍵 四組

自動車鍵 四組

自動車鍵 四組

自動車鍵 四組

自動車鍵 四組

手帳 一冊

手帳 一冊

手帳 一冊

手帳 一冊

手帳 一冊

鍵 二ヶ

鍵 二ヶ

鍵 二ヶ

鍵 二ヶ

鍵 二ヶ

風呂敷 二枚

風呂敷 二枚

風呂敷 二枚

風呂敷 二枚

風呂敷 二枚

筆記帳 二冊

筆記帳 二冊

筆記帳 二冊

筆記帳 二冊

筆記帳 二冊

鉛筆 三本

鉛筆 三本

鉛筆 三本

鉛筆 三本

鉛筆 三本

白木綿靴 一枚

白木綿靴 一枚

白木綿靴 一枚

白木綿靴 一枚

白木綿靴 一枚

白ちぢみシャツ 一枚

白ちぢみシャツ 一枚

白ちぢみシャツ 一枚

白ちぢみシャツ 一枚

白ちぢみシャツ 一枚

女用キモノスリブ 一枚

女用キモノスリブ 一枚

女用キモノスリブ 一枚

女用キモノスリブ 一枚

女用キモノスリブ 一枚

英和辞典 一冊

英和辞典 一冊

英和辞典 一冊

英和辞典 一冊

英和辞典 一冊

体温計 一ヶ

体温計 一ヶ

体温計 一ヶ

体温計 一ヶ

体温計 一ヶ

ガムペン 一本

ガムペン 一本

ガムペン 一本

ガムペン 一本

ガムペン 一本

紙ナフ付 一枚

紙ナフ付 一枚

紙ナフ付 一枚

紙ナフ付 一枚

紙ナフ付 一枚

下敷 一枚

下敷 一枚

下敷 一枚

下敷 一枚

下敷 一枚

化粧用鏡 二ヶ

化粧用鏡 二ヶ

化粧用鏡 二ヶ

化粧用鏡 二ヶ

化粧用鏡 二ヶ

毛氈 一ヶ

毛氈 一ヶ

毛氈 一ヶ

毛氈 一ヶ

毛氈 一ヶ

五十銭銀便手巾 二枚

五十銭銀便手巾 二枚

五十銭銀便手巾 二枚

五十銭銀便手巾 二枚

五十銭銀便手巾 二枚

立会い封金 二千九百一円六十銭

立会い封金 二千九百一円六十銭

立会い封金 二千九百一円六十銭

立会い封金 二千九百一円六十銭

立会い封金 二千九百一円六十銭

同押第七八号(永瀬武一)

同押第七八号(永瀬武一)

同押第七八号(永瀬武一)

同押第七八号(永瀬武一)

同押第七八号(永瀬武一)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

同押第九八号(浅井章次)

裁判所公告

昭和二十六年(第二七五号)

名宮律事務所 申立人 渡辺 達

別紙表示の債権に付前記申立人より

公示催告の申立があつたから其所持人

は昭和二十七年四月二十日午前十二時

迄に当該裁判所に権利を届出ると同時に

債権を提出された。若し右期日に

届出及提出がない場合は其の無効を

宣言することがある。

昭和二十七年四月八日

東京簡易裁判所

裁判官 津村 康

目録

債権金額 第一四三六号

発行者 戦時金融公債鑑定大野昭太

発行日 昭和十九年五月十七日

債権申立者 渡辺達

昭和二十六年(第四七二号)

東京中央区日本橋江橋二丁目

七番地 山一証券株式会社内

申立人 小村 権六

別紙表示の債券に付前記申立人より

公示催告の申立があつたから其所持人

は昭和二十七年四月二十日午前十二時

迄に当該裁判所に権利を届出ると同時に

債券を提出された。若し右期日に

届出及提出がない場合は其の無効を

宣言することがある。

昭和二十七年四月八日

東京簡易裁判所

裁判官 津村 康

目録

日産化学工業株式会社 百株

記番号の甲三六三〇、三六三三〇

債権金額 五十円

発行年月日 昭和二十四年二月一

日 発行者 日産化学工業株式会在

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

最終株式名義人 小林正六

昭和二十七年押第一三九号(飯塚まき)

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

昭和二十六年押第二二五号(角田幸夫) 夫刺殺事件 二枚

昭和二十六年押第二二五号(角田幸夫) 夫刺殺事件 二枚

